

阿賀野市告示第169号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、歳入金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年9月4日

阿賀野市長 加藤 博 幸

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

阿賀野市シルバー人材センター

新潟県阿賀野市外城町10番5号

2 委託する事務の範囲

水原総合体育館、笹神体育館、立川記念屋内球技練習場、京ヶ瀬屋内運動場、水原屋内運動場、堀越児童屋内体育館、水原野球場、水原テニスコート、水原ゲートボール場、笹神屋内運動場、城ノ内野球場、安田体育館、城ノ内テニスコート、安田橋運動公園、大和体育館、山手体育館、分田体育館、前山体育館、安田中学校体育館、安田小学校体育館、京ヶ瀬中学校体育館・柔道場、京ヶ瀬小学校体育館・屋外運動場照明施設、水原中学校体育館・屋外運動場照明施設、水原小学校体育館・屋外運動場照明施設、安野小学校体育館、笹神中学校体育館・武道場、笹岡小学校体育館、神山小学校体育館、安田公民館、水原公民館、ふれあい会館の使用料及び実費徴収金の徴収及び収納事務

吉田東伍記念博物館の入館料・使用料・冊子等販売代金の徴収及び収納事務

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

4 事務を委託した日

令和8年4月1日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで